

豊橋市教育委員会定例会会議録

平成26年5月29日 開催

署名者

豊橋市教育委員会 木下 治 委員長職務代理者

芳賀 亜希子 委員

朝倉 由美子 委員

豊橋市教育委員会

平成26年5月29日(木)午後3時00分、豊橋市教育委員会定例会を教育委員会室において開催し委員参集す。

出席委員

木下 治 委員長職務代理者、芳賀 亜希子 委員、
朝倉 由美子 委員、

説明のため出席した職員

豊橋市教育委員会事務局

永田 憲司 教育部長

村田 安朗 教育部次長

加藤 喜康 教育政策課長

宮崎 正道 学校教育課長

松井 雄一郎 保健給食課長

森田 教義 生涯学習課長

蔵地 宏美 スポーツ課長

金子 尚央 図書館長

三世 善徳 美術博物館副館長

家田 健吾 科学教育センター所長

議 事 日 程

4月定例会会議録の承認

1 議案

議案第25号 平成26年度豊橋市一般会計教育費補正予算について

議案第26号 委員の委嘱について

2 報告事項

- (1) 「平成25年度 豊橋市教育課題検討会議「小中一貫教育について」【中間報告】」について
- (2) 「学校生活管理指導表及び学校給食アレルギー対応食意見書等（診断書）に関する文書料有償化への要望書」について
- (3) ワールドカップ応援給食の実施について
- (4) 携帯電話・スマートフォン・ゲーム機等利用ガイドライン
- (5) 市長と教育委員会委員との意見交換会について
- (6) 告訴状の提出について
- (7) 平成27年度使用小学校教科用図書採択関係について
- (8) 食物アレルギーについて

3 定例会の日程等について

(委員長職務代理者)

それでは、ただ今から、豊橋市教育委員会5月定例会を開催します。本日、委員長不在のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第4項の規定により委員長職務代理者である私とその職務を務めさせていただきます。

最初に、会議録署名者の決定をしたいと思います。教育委員会会議規則第23条により、私から指名させていただきます。

今回は、朝倉委員と芳賀委員にお願いしたいと思います。ただ今の指名にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

(委員長職務代理者)

ご異議ありませんので、そのように決定をいたしました。

それでは、議事日程に沿って進めてまいりたいと思います。

「4月定例会の会議録の承認」ですが、これについて何かご意見はございませんか。

(「特になし」の声あり。)

(委員長職務代理者)

特にご意見、ご質問もありませんので、この内容により公開してまいります。

それでは、「日程第1 議案」に移りたいと思います。

議案第25号「平成26年度豊橋市一般会計教育費補正予算について」は、豊橋市において今後、調整・検討を要する意思形成過程の案件でありますので、豊橋市情報公開条例第6条第1項第6号の規定により非公開として行いたいと思いますが、ご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

(委員長職務代理者)

異議なしと認め、「非公開」として行うことに決定しました。恐れ入りますが、傍聴者の方は一度ご退席いただけますでしょうか。

それでは、議案第25号「平成26年度豊橋市一般会計教育費補正予算について」を事務局から説明してください。

【非公開部分】

(委員長職務代理者)

他にご意見、ご質問はございませんか。

特にないようですので、議案第25号は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり。)

(委員長職務代理者)

ご異議ありませんので、議案第25号は、原案のとおり決定をいたしました。

それでは、次の議案に移ります。議案第26号「委員の委嘱について」を事務局から説明してください。

■教育政策課長 議案第26号について説明(別添資料)

(委員長職務代理者)

ただ今の説明についてご意見、ご質問などはございませんか。

(芳賀委員)

それぞれの委員の選出理由が書いてあるので、分かりやすくていいです。

ただ、文化財保護審議会には、任期の長い方が何名かみえますが、これは専門的な分野であるため替わる人がなかなかいないということでしょうか。

(美術博物館副館長)

文化財保護審議会については、専門家が必要という事で変更していくことがなかなか難しいです。

(芳賀委員)

分かりました。

(委員長職務代理者)

他にご意見、ご質問はございませんか。

特にないようですので、議案第26号は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり。)

(委員長職務代理者)

ご異議ありませんので、議案第26号は、原案のとおり決定をいたしました。

(委員長職務代理者)

それでは、次に、「日程第2 報告事項」に移ります。

報告事項(1)「平成25年度 豊橋市教育課題検討会議「小中一貫教育について」
【中間報告】」について事務局から説明をしてください。

■教育政策課長 報告事項(1)について説明(別添資料)

(委員長職務代理者)

ただ今の説明についてご意見、ご質問はございませんか。

(朝倉委員)

本市としては、小中一貫教育を導入していきたいという方向であるということでしたが、この資料を見ると子どもにはいいですが、教員にかなりの負担がかかるという部分がみえます。教員の多忙化が、ただでさえ問題となっている中で解消できる手立てはあるのでしょうか。

(教育政策課長)

導入の可能性を見ていく中では、教員の多忙化を抑制する仕組みづくりは考えていきたいと思えます。もちろんそのためには、市単独で教員加配するということもありうると思えます。

子どもたちにとって良いことは、する方向で考えていきたいと思っています。

また、色々な市で取り入れているという事は、教員の多忙化を抑制する方法があるはずなので、参考にしていきます。

(朝倉委員)

岩田小学校やつつじが丘小学校から中学校へ進学するときには、2つの中学校へ分かれます。関係する2つの中学校が共通する目標を持つ必要があると思えますが、これは揃えていくという事ですか。

(教育政策課長)

浜松市でもこのような事例がありますが、1つの小学校から2つの中学校へ児童が分かれて進学するような学校では、なるべく似たような目標を掲げて進めているということでした。参考にしながら進めたいです。

(芳賀委員)

いろいろな市の取組みとその成果と課題が出ています。成果もたくさんあっていいのですが、豊橋市のデータを見ると、例えば不登校の出現率が高いので、小中一貫教育を導入することで解消できるのではないかと、いうことでしょうか。

(教育政策課長)

小中一貫教育によって全て解消されると思っていません。
他市を見ていくと効果が出ているということです。

(芳賀委員)

効果が出ているのですね。

しかし、人間関係の固定化が、一番影響があるということ、小中一貫教育を進める上で頭の片隅に置いておいて欲しいです。これが一番大きな課題だと思います。不登校が解消されるという事は、フォローがうまくなされているという事なのでしょうか。

小学校時代からの力関係が、中学校へ行くと崩れることがあります、崩れないまま中学校へとつながってしまうことも多いので、一貫教育を導入するときには、そのような点も考慮していくことが大切だと思います。一番多感な時期でもあり、伸びていく時期でもあるので外してはいけない視点だと思います。

不登校の他にも色々なことを背負って育っていくことになると思います。

(朝倉委員)

1 小学校 1 中学校では、結局仲間が変わらないので、いい関係である場合は良いのですが、良くない関係であるとまた同じクラスになるのかと、聞かれることもあるので、その部分については、中学校のときにそうならないように小学校から引き継ぎを受けて、連携をしていく必要があると思います。

(教育政策課長)

2 小学校、1 中学校であっても一貫教育をするときには、施設分離型であれば今も同じ状況であり、教育方針も同じで仲間関係は同じになります。

(芳賀委員)

一体型に比べると分離型はメリットがみえにくいということでしたが、分離型ならば、集団構造はある意味変わるので、一貫する9年間で子どもを育てようというメリットは残しつつも、場所が変わるという良さもあり、子どもの伸びるところがいい意味であるのかなと思います。

(教育政策課長)

1 学年 1 学級では、難しいですね。

(芳賀委員)

そこは、難しいと思います。

(教育政策課長)

前芝小学校・中学校のように 1 クラスだと、子どもたちは 9 年間関係が同じになることもあり得ます。

(芳賀委員)

深い関係になるとは思いますが、深いだけでは終わらない部分もありますので、導入するときには、関係が 9 年間同じとなることのデメリットも押さえていただければと思います。

(委員長職務代理者)

小学校から中学校へ進学するときの小学校と中学校の先生の連携はかなり緊密なのですか。学校によって差があるのですか。

(学校教育課長)

今は、情報交換をしていますのでそういう意味で言うと緊密に情報交換をしています。

(委員長職務代理者)

個人的なデータも含めてですか。

(学校教育課長)

はい。

(委員長職務代理者)

他にご意見、ご質問はございませんか。なければ、報告事項(2)「学校生活管理指導表及び学校給食アレルギー対応食意見書等(診断書)に関する文書料有償化への要望書」について事務局から説明してください。

■保健給食課長 報告事項(2)について説明(別添資料)

(委員長職務代理者)

ただ今の説明についてご意見、ご質問はございませんか。

診断書の金額は決まりましたか。

(保健給食課長)

今後の調整になります。

(朝倉委員)

普通書いてもらおうと、いくらくらいになるのですか。

(委員長職務代理者)

私は、1,000 円くらいでいいと思いましたが、1,000 円くらいでは駄目だと言う医師が多かったです。記載欄が細かいので、書けないとの理由です。

結局、小児科医に集中しているのですが、通常の診察をしながらやるので大変です。

そして、口頭だけでは分からないので、血液検査をやってアレルギーがあるかないかを調べなければならないです。アレルギー検査は、たくさんあり、必ずしも網羅できないのですが、アレルギー症状が出てからでは遅いので、診断書を書くということは、責任があります。

だから、それなりの文書料として要求していきたいとなってきたわけです。

医師会と相談をしているのであれば、引き続き医師会と相談をしてください。

(保健給食課長)

はい、分かりました。

(委員長職務代理者)

あの書類は、書くことが本当に難しいです。

もう少し細かくなければ良いのですがね。

(朝倉委員)

検査ということで、その結果アレルギーが認められない場合の検査代は、どうなるのですか。

(委員長職務代理者)

それは、保険診療になります。

いかがなものかと思いましたが、私の場合はアレルギーとして保険診療にしました。しかし、戻ってくるかも知れません。

(朝倉委員)

例えば、少し前にアレルギー症状が出たときに原因を調べてもらうのは、保険診療なのですね。

(委員長職務代理者)

そうです。

(芳賀委員)

保護者ではなく教育委員会、つまり公費負担になるのですか。

(保健給食課長)

どうするか検討を進めたいと思います。

(委員長職務代理者)

それぞれの医療機関から医師会をとおして教育委員会へ請求をしてもらうのですかね。診断書料は、保護者に請求するのではなく、医師会をとおして教育委員会へ請求し、支払っていただく方がいいです

(保健給食課長)

現在、就学時健診などは、そのように何件と報告をもらって委託料として支払っています。

(委員長職務代理者)

他にご意見、ご質問はございませんか。なければ、報告事項(3)「ワールドカップ応援給食の実施について」を事務局から説明してください。

■保健給食課長 報告事項(3)について説明(別添資料)

(委員長職務代理者)

ただ今の説明についてご意見、ご質問はございませんか。

特になければ、報告事項(4)「携帯電話・スマートフォン・ゲーム機等利用ガイドライン」について事務局から説明してください。

■生涯学習課長 報告事項(4)について説明(別添資料)

(委員長職務代理者)

ただ今の説明についてご意見、ご質問はございませんか。

この「携帯電話・スマートフォン・ゲーム機などの使い方の約束」カードの表面と裏面を一枚にしたものをポスターにして、使い方の約束として学校などに貼った方がいいですよ。

学校に限らずいろいろな目立つ場所へ、市民館などにも貼って啓発をした方がいいと思いますので、検討してください。

(朝倉委員)

是非、ポスターにすることを検討して欲しいですよ。

(芳賀委員)

このガイドラインは、紙をそのまま配付するのですか。

(生涯学習課長)

これは、色上質で印刷をして PTA から学校を通じて保護者へ配ります。

(委員長職務代理者)

学校を通して子どもへ配るのですか。

(生涯学習課長)

ガイドラインは、保護者向けで、カードは子ども向けということになります。

(芳賀委員)

小学校、中学校で配付ですよ。

(生涯学習課長)

小学4年生以上を対象としています。

(朝倉委員)

こういったものが守られない場合の対応などは、これからですね。

(生涯学習課長)

配るだけでなく、継続的な調査を続けてどういう効果があったかを把握していきたいと考えています。

(朝倉委員)

子どもの利用状況をチェックしてくださいとありますが、口頭ですよ。チェックし

ているかどうかは、その家庭によって異なってきますよね。

(生涯学習課長)

今回、このガイドラインですが、PTA の会長ら役員が中心になって作成しました。やはり学校任せではなく、親が親として啓発をしていけるように親目線で作成し、こういう風にしましょうとガイドラインをまとめました。

(朝倉委員)

PTA の会長の力説に期待したいですね。

(生涯学習課長)

非常に強い思いを持って作成をされています。

(村田次長)

フィルターをかけることができるのは、親だけですから。

(芳賀委員)

利用ガイドラインでは、午後 9 時以降はという記述があるように帰宅後の部分を指していますよね。

(生涯学習課長)

基本的には、学校へは持って行ってはいけないことになっています。

(芳賀委員)

学校生活の中では、余りないわけで帰宅してからのことですね。特に夜間、9 時以降から 12 時、1 時、2 時という時間が一番危険な時間だと思いますので、保護者の方に見てもらえるようにして欲しいです。子どもが見ても、きっと流してしまうか、自分は本当はやりたくないけど友人関係の中でやめられないという子どももいるので、半ば保護者の方が上手にやっていただくといいと思います。

(生涯学習課長)

家庭のルールに取り込んでいただき、ゆくゆくは全体のルールとなるといいと思います。

(芳賀委員)

是非、保護者の方に積極的に周知いただければと思います。またいろいろな機会をと

らえて周知していただきたいです。講演会などでも、講師の方に併せて話してもらうようにしていただきたいと思います。

危険性を伝えられると、はっとすることもありますので。

(生涯学習課長)

当然、様々なトラブルについてもこれを啓発するときには含めて話してもらうようにしていきたいです。

また、中学校のほぼ全校で専門家を交えた啓発の講習会を行っていますので、こういう危険性があることを強く訴える中で進めたいと思います。

(委員長職務代理者)

他にご意見、ご質問はございませんか。なければ、報告事項(5)「市長と教育委員会委員との意見交換会」について事務局から説明してください。

■教育政策課課長 報告事項(5)について説明

(委員長職務代理者)

ただ今の報告についてご意見、ご質問などはありませんか。
他に何か報告はありますでしょうか。

(教育政策課長)

「告訴状の提出について追加報告」をお願いしたいのですが、これは今後の争訟に繋がる可能性のある案件でございますので、「非公開」をお願いしたいと思います。

(委員長職務代理者)

それでは、追加で報告があるとのことですのでお願いしたいのですが、今後の争訟に繋がる可能性のある案件でございますので、豊橋市情報公開条例第6条第1項第6号の規定により、「非公開」としたいと思いますが異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

(委員長職務代理者)

異議なしと認め、「非公開」として行うことに決定しました。恐れ入りますが、傍聴者の方は一度ご退席いただけますでしょうか。

【非公開部分】

(委員長職務代理者)

他にご意見、ご質問はございませんか。なければ、次に進みたいと思います。
他に何か報告はありますでしょうか。

(学校教育課長)

はい、「平成27年度使用小学校教科用図書採択関係について」の報告をお願いします。
この案件は、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがありますので、「非公開」
でお願いできますでしょうか。

(委員長職務代理者)

「平成27年度使用小学校教科用図書採択関係について」は、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがありますので、豊橋市情報公開条例第6条第1項第6号の規定により、ともに「非公開」としたいと思いますが異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

(委員長職務代理者)

異議なしと認め、「非公開」として行うことに決定しました。

【非公開部分】

(委員長職務代理者)

他にご意見、ご質問はございませんか、なければ、次に進みたいと思います。
他に何か報告はありますでしょうか。

(保健給食課長)

保健給食課ですが、「食物アレルギー」についての報告をお願いします。

(委員長職務代理者)

それでは、「食物アレルギー」についての報告をお願いします。

(保健給食課長)

5月の下旬に、中学校で食物アレルギー症状の出現によりエピペンの使用をする事案が、学校管理下で発生したことについての報告です。

本件の生徒は、エピペンを所持している生徒で、小麦アレルギーでした。主治医からは慣らしということで、小麦を1日200グラム摂取していいということになっており

ました。その日の給食ではメンチカツが出まして、給食の後、運動場で長縄跳びの練習をしたという経過があります。

5時限目が始まってからアレルギー症状が出現したため、保健室へ行って本人が持っていたエピペンを自分で打ったということです。

その後は、市民病院へ救急搬送され、当日は入院し、翌日退院しました。翌月曜日に主治医に受診して特に異常なしということでありました。

この件については、5時限目ということもあり、給食を食べて運動場で長縄跳びをしたことによる運動誘発のアレルギー出現ではないかということで、主治医が診断の中で言っていました。

5時限目が、担任の先生の授業であったということもあり、申し出がしやすかったのは、良かったと思います。今お配りしたのが、校長会を通じてお願いをしているもので、「食物アレルギー対応チェックリスト」です。3つの項目で構成されており、「個々の子どもの症状等の把握について」、中段に「組織的な管理体制について」、そして「緊急時の体制整備について」というチェックリストです。

(委員長職務代理者)

このチェックリストは、校長から提出してもらおうものですか。

(保健給食課長)

学校毎に教育委員会へ報告をしてもらいます。

チェックリストの各項目では、個々の子どもの症状等の把握は、管理指導表については、全て提出をされているかということ、学校で対応が可能かどうかということは、保護者としっかり面談をしているかということなどをチェックします。

保健給食課については、以上でございます。

(委員長職務代理者)

アレルギーのひどい子は、弁当でないと駄目な子もいますよね。

しっかりとチェックしてもらってから提出してもらってください。

(芳賀委員)

去年、くるみアレルギーの子がいましたよね。

少し前のことを思うと今の給食の献立表は、食材も細かく丁寧に書いてあって見る側は見やすく良いと思います。しかし、配付された献立表で漏れている食材があることがあって、献立表を配布した後で、漏れていた食材を記したお便りを配付することができますよね。

(保健給食課長)

たまに漏れることがあります。

(芳賀委員)

そのお便りが、家庭に届けばいいのですが、子どものカバンの中や机の中に残ってしまっていて、保護者へ届かないことがあります。そのあたりをなんとかできるといいのですが、子どもの問題というとなんなのですが、そこが一点気にかかります。

伝達がうまくいかないと、お便りを出していただいていることは、丁寧だと思うのですが、保護者の方からお便りが来ないという声があったので、どうしたものかなと思います。ただ、余り沢山あるわけではないでしょうが。

(保健給食課長)

チェックリストにありますように、給食での対応が必要な子どもについては、その都度家庭との対応の確認をしていくことが求められます。また組織的な対応の中でも誤食が起こらない対応をしていく必要があります。結構、学校にも負担がかかってきますが、子どもまかせにしていないかということもあります。

(芳賀委員)

先生方も大変になりますが、個別の対応で個別に連絡をすることもあるということですよ。

(保健給食課長)

あると思います。

(朝倉委員)

運動をした後で起きたということで、全く食べてはいけないと言われている状況ではなくて、食事をした後にたまたまそうなったということでした。出るか出ないかは運動をしてから分かるとなると、今日はやらない方がいいよっていうことは、できないのですか。

(委員長職務代理者)

それは、分らないです。

(保健給食課長)

今回の事案の場合は、給食のあとの長い放課の時間に長縄跳を練習して出現したということでした。

(朝倉委員)

でも、偶然的にいい状況であったなと思います。逆に良くない状況であったとすると、心配になります。

(保健給食課長)

そうならないように、チェックリストで再点検ということ形をお願いしています。

(委員長職務代理者)

他にご意見、ご質問はございませんか、なければ、次に、「日程第3 定例会の日程等について」ですが、事務局から説明してください。

■教育政策課長 定例会の日程等について説明

(委員長職務代理者)

他に何かありませんか。ないようなので、以上をもちまして、本日の予定を終了いたします。ありがとうございました。

午後4時20分 閉会

豊橋市教育委員会委員長職務代理者

委員

委員